

簡易公募型に準じたプロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成 2 4 年 8 月 3 日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

1. 業務概要

(1) 業務名 那覇港港湾貨物背後流動調査業務 (電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、那覇港の陸上物流動向を把握整理し、今後の新たな臨港交通体系の構築及び物流施設の必要性検討等に資する基礎資料の作成を行うものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 港湾貨物背後流動調査 1 式
- ・ 流動調査の整理 1 式

本業務において、技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

那覇港背後圏における港湾貨物の陸上流動調査方法の提案

を行う上で必要となる調査 (アンケート、ヒアリング等) の数量の設定方法の提案

(3) 履行期間 契約締結の翌日 ~ 平成 2 5 年 3 月 2 9 日

(4) 本業務は資料の提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 参加資格

技術提案書の提出者は、(1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は (2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

予算決算及び会計令 (昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号) (以下「予決令」という。) 第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

沖縄総合事務局における平成 2 3 ・ 2 4 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争 (指名競争) 参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (上記 の再認定を受けた者を除く。) でないこと。

沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。

本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成 2 4 年度港湾空港技術審査補助業務 (受託者 : (財) 港湾空港建設技術サービスセンター)」(以下技術審査補助業務) 及び「平成 2 4

年度那覇港発注補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、技術審査補助業務及び発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。

暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

（２）設計共同体

２．（１）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成２４年８月３日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から那覇港港湾貨物背後流動調査業務に係る設計共同体としての競争参加資格者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。
また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

３．技術提案書の提出者を選定するための基準

- （１）専門分野別の技術部門登録の状況
- （２）同種又は類似業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無、事故及び不誠実な行為
- （３）配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、地域精通度、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無
- （４）業務実施体制の妥当性

４．技術提案書を特定するための評価基準

- （１）技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績の内容、地域精通度、担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無
- （２）業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- （３）評価テーマに対する技術提案
- （４）見積の妥当性

５．手続等

（１）担当部局

〒９００－０００１ 沖縄県那覇市港町２丁目６番１１号

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係

電話０９８－８６７－３７１０

FAX ０９８－８６０－８４５３

（２）業務説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成２４年８月３日（金）から平成２４年９月７日（金）までの土曜日、日曜日

及び祝日を除く毎日、9時00分～17時15分まで。

交付場所：電子入札システムにより交付する。

やむを得ない事由により、電子入札システムによる入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R等）を（1）に持参又は郵送することにより電子データを交付するので、上記（1）にその旨連絡すること。持参による場合は、（1）に記録媒体を持参すること。郵送による場合は、（1）に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。

（3）参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成24年8月13日（月）17時15分

提出場所：5.（1）に同じ。

提出方法：イ）電子入札システムによる場合

電子入札システムにより提出。ただし、3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（必着とする）

ロ）発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（必着とする）

（4）技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成24年9月10日（月）17時15分

提出場所：5.（1）に同じ。

提出方法：イ）電子入札システムによる場合

電子入札システムにより提出。ただし、3MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（必着とする）

ロ）発注者の承諾を得て紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。（必着とする）

（5）技術提案書の特定予定

技術提案書の特定予定日：平成24年9月28日（金）

6. その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除。

（3）契約書作成の要否 要。

（4）当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5）関連情報を入手するための照会窓口 上記5.（1）に同じ。

（6）2.（1）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業又は2.（2）に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も5.（3）により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認

定を受けていなければならない。

(7) 詳細は業務説明書による。

7 . Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Youichi Sakai, Director of the Okinawa General Bureau, Naha Ports and Airport Office .
- (2) Subject matter of the contract: Distribution pulse-taking
- (3) Time-limit to express interests by electronic bidding system : 17:15 13 August 2012
- (4) Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 17:15 10 September 2012
- (5) Contact point for tender documentation: Okinawa General bureau , Naha Ports and Airport Office , 2-6-11 Minatomachi , Naha City Okinawa prefecture , 900-0001 Japan , Tel 098-867-3710